

第26号議案

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

中間市長 福田 浩

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険税条例（昭和45年中間市条例第34号）の一部を次のように改正する。
附則第20項の次に次の見出し及び3項を加える。

（令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免）

- 21 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和4年度分の保険税（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和4年3月以前の納期に係る納期限が同年4月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。
- （1） 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
 - （2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するもの
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- 22 前項の規定による保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- （1） 氏名及び住所
 - （2） 納期限及び税額
 - （3） 減免を受けようとする理由
- 23 附則第21項の規定による減免をした場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認めるとき」とあるのは、「必要があると認めるとき（附則第21項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中間市国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

中間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～20 (略) <u>(令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免)</u></p> <p>21 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和4年度分の保険税（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和4年3月以前の納期に係る納期限が同年4月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p><u>イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合に</u></p>	<p>附 則 1～20 (略)</p>

は、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

22 前項の規定による保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

23 附則第21項の規定による減免をした場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認めるとき」とあるのは、「必要があると認めるとき（附則第21項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。